

さぬき市教育情報セキュリティポリシー策定支援業務 仕様書

1 業務の名称

さぬき市教育情報セキュリティポリシー策定支援業務

2 業務の目的

本市の学校現場を取り巻く環境は、GIGA スクール構想が進展している中で、次世代校務 DX の取組として校務支援システムのクラウド化や生成 AI の活用など、さらなる変革を控えている一方で、ランサムウェアをはじめとした外部からのサイバー攻撃による脅威や情報の取扱い方法の不徹底に起因した情報漏洩事故など、多様化・増大化するリスクへの対策が喫緊の課題となっている状況である。

本業務は、情報セキュリティの確保及び学校現場に特化した組織的かつ統一的な対策を強化することを目的に、文部科学省が策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 7 年 3 月版）」を基本として、本市の学校現場の実情に応じた実効性の高い教育情報セキュリティポリシーを策定するため、市内小中学校の現状把握やその実態を踏まえた教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の策定を支援するものである。

3 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 2 月 28 日まで

4 業務の内容

（1）現状把握（学校ヒアリング調査）

- 市内各小中学校における情報セキュリティの現状を把握するため、ヒアリング調査（現地・オンライン等）を行うこと。
- ヒアリング調査は、市内小中学校 10 校のうち、4 校以上を対象に実施すること。なお、ヒアリング調査対象のうち、2 校以上は現地によるヒアリング調査とすること。
- ヒアリング調査対象校の選定や調査手法等については、発注者と協議の上決定すること。
- 調査対象校の範囲は次の表のとおりとする。

No.	学校名	所在地	参考：R7.6.1 現在 児童生徒数（人）
1	津田小学校	香川県さぬき市津田町津田 144 番地	155
2	さぬき南小学校	香川県さぬき市大川町南川 61 番地	158
3	志度小学校	香川県さぬき市志度 727 番地	470
4	さぬき北小学校	香川県さぬき市鴨庄 2947 番地	163
5	寒川小学校	香川県さぬき市寒川町石田西 812 番地 1	176
6	長尾小学校	香川県さぬき市長尾東 901 番地 1	380
7	造田小学校	香川県さぬき市造田是弘 688 番地 1	171
8	さぬき南中学校	香川県さぬき市大川町富田西 2823 番地 1	314
9	志度中学校	香川県さぬき市志度 2214 番地 4	320
10	長尾中学校	香川県さぬき市長尾東 954 番地	272

（２）教育情報セキュリティポリシーの策定支援

- 現状把握の結果や発注者との打合せを踏まえて、教育情報セキュリティポリシーの案を作成すること。
- 教育情報セキュリティポリシー案の作成にあたっては、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 7 年 3 月版）」を基本として、基本方針及び対策基準と実施手順の案を作成すること。
- 実施手順案の作成にあたっては、各学校共通版となるように作成すること。

（３）教育情報セキュリティポリシーに関する教職員研修の実施

教育情報セキュリティポリシーに関する教職員研修の実施方法の例として、以下の例を示す。例 1～3 のいずれかを実施するほか、受託者が独自に提案する研修を実施することを妨げるものではない。

例 1）教職員が教育情報セキュリティポリシーに従い、情報資産の安全管理及び取扱い等について、実効性を確実にするため、教職員に対する周知及びセキュリティ意識の向上を目的としたオンライン研修を実施する。

例 2）研修内容等、録画した動画を配信する。

例 3）教職員に研修テキストを配布し、教育情報セキュリティポリシーの内容等を理解したことを確認するための事後に小テスト等を実施する。

5 成果品及び納期限

本業務の成果品及び納期限等については、次のとおりとする。

なお、本業務における成果品はすべて委託者に帰属し、受託者は受託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(1) 成果品及び納期限

成果品は、いずれもデータ及び紙ベース（各1部）を納入すること。

ア 教育情報セキュリティポリシー基本方針（案）：令和7年12月15日

イ 教育情報セキュリティポリシー対策基準（案）：令和7年12月15日

ウ 教育情報セキュリティポリシー実施手順（案）：令和7年12月15日

エ 教職員研修資料：令和8年1月15日

オ 業務完了報告書：令和8年2月28日

(2) 納入場所

さぬき市教育委員会事務局学校教育課

(3) 検査

業務完了後、所定の成果品について委託者の検査を受け、この合格を得て完了とし、成果品の引き渡しを行うものとする。

6 業務の指示監督等

(1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者の意図及び目的を理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、適正な人員を配置するよう努めるとともに、正確丁寧に行うものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項、または作業の過程において仕様書の内容若しくは解釈について変更・疑義が生じた場合は、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

7 その他留意事項

(1) 業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

(2) 委託者と受託者は、本業務を円滑に遂行するにあたり、必要に応じて打合せ協議を行う。

(3) 受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

- (4) 本業務に必要な既存資料等は委託者が貸与するが、貸与資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。また、貸与資料の保管には十分注意し、業務完了後は速やかに貸与資料を返却すること。
- (5) 業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受託者の負担によるものとする。

8 問合せ先・担当部署

さぬき市教育委員会事務局 学校教育課（担当：石川）

〒769-2396 香川県さぬき市寒川町石田東甲4 2 5 番地

電話 0879-26-9972 ファックス 0879-26-9973

電子メール gakkokyoiku@city.sanuki.lg.jp